

事業ごみの分け方と出し方(代表例)

廃棄物処理法では、事業ごみは「一般廃棄物」と20種類の「産業廃棄物」に区分されています。このガイドブックでは、法律の区分をよりわかりやすく表現するため、**リサイクル可能な資源ごみ(資源)**、**事業系一般廃棄物(一廃)**、**産業廃棄物(産廃)**に区分しました。このページの区分に従って、

①しっかり分別しましょう。②分別した種類ごとに、処理業者に申し込みましょう。

区分	種類	収集・運搬、問い合わせ先
リサイクル可能な資源ごみ(資源)	古紙 5ページへ ・新聞(折込チラシを含む) ・雑誌(週刊誌、漫画本、単行本、カタログなど) ・段ボール ・OA紙(コピー用紙)	●事業系古紙回収協力店 6ページへ
	家電4品目 7~8ページへ ・ブラウン管・液晶・プラズマ・有機ELテレビ ・冷蔵庫、冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機	●指定引取場所 7ページへ ●家電回収協力店 9ページへ
	びん、缶、ペットボトル 10ページへ ・空きびん ・空き缶 ・ペットボトル	●民間再生事業者 10ページへ

区分	種類	収集・運搬、問い合わせ先
事業系一般廃棄物(一廃)	生ごみ 11~12ページへ ・食品の食べ残し ・食品の売れ残り ・調理くず	●札幌市環境事業公社 11ページへ ●伐採物・抜根等限定収集運搬業許可業者 13ページへ
	紙くず 11~12ページへ ・ティッシュ箱 ・使用済みのティッシュペーパー ・紙コップ ・菓子箱 ・写真・紙おむつ(使用済) ・封筒(窓付き) ・紙製ファイル	
	木製品 11~12ページへ ・木製の机、書庫 ・木製のテーブル、椅子 ・板類 ・木箱	
	枝、葉、草 13ページへ ・街路樹や庭木の枝打ちにより発生した木・枝・幹・根 ・間伐材・流木 ・落ち葉・雑草	

区分 種類

産業廃棄物(産廃)※

プラスチック、化学繊維製品

15ページへ

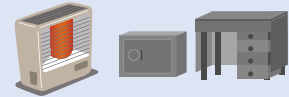
- ・発泡スチロール
- ・塗料かす
- ・レインコート
- ・ビニール包装、緩衝材
- ・スタイロ畳
- ・ジャージ



電気製品、金属類

15ページへ

- 金属類
- ・ストーブ
- ・金庫
- ・スチール机



- パソコン類
- ・パソコン本体(デスクトップ)
- ・パソコンディスプレイ(液晶、CRT)



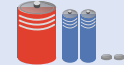
- 電気製品
- ・プリンター
- ・FAX
- ・電子レンジ



電池類

16ページへ

- ・乾電池
- ・充電電池



廃油、廃液、薬品類

17ページへ

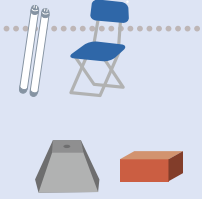
- ・食用油
- ・薬品類
- ・ガソリン
- ・塗料(液体)



複合製品、その他

18ページへ

- 複合製品
- ・蛍光灯
- ・パイプいす
- その他
- ・コンクリートブロック
- ・レンガ



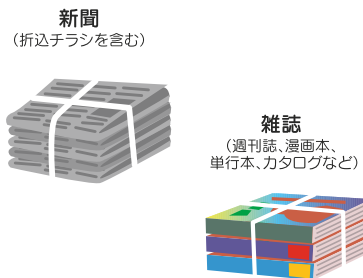
注意!
産業廃棄物の処理を委託する場合は、**書面での契約とマニフェストの交付が義務付けられています。**
委託契約について
19~20ページへ
マニフェストについて
21~22ページへ

収集・運搬、問い合わせ先
●小口産廃 収集対応業者
23~24ページへ
※このガイドブックでは、オフィス、店舗向けに産業廃棄物の種類を簡潔に表しています。建設業や製造業などの方は、「**産業廃棄物ガイド**」にて詳細をご確認ください。
18ページへ

ここで質問!
Q 資源ごみ、一般廃棄物、産業廃棄物を全部まとめて運搬してくれる業者はないの?
ありません
それぞれの種類ごとに、業者に委託してください。分別が不十分な場合、運搬を断られる場合があります。また、適切な許可を持たない業者に依頼した場合、処罰の対象となりますのでご注意ください。
SAPPORO

資源 古紙

具体例



注意

- 注1)** 雑誌は、紙以外の表紙や付属のCDは取り除いてください。
- 注2)** クリップは外してください。
- 注3)** 油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーなど、汚れた紙はリサイクルできません。事業系一般廃棄物として処理してください。

11ページへ

問い合わせ先

6ページの「事業系古紙回収協力店」をご参照ください。新聞、雑誌、段ボール、OA紙は、協力店に持ち込むことで、無料でリサイクルできます。回収をご依頼される場合は、最低の量や料金などの条件について、事前にご確認ください。※リサイクルする場合は、協力店以外へご依頼いただいても構いません。※上記品目以外の紙製品や紙くずも回収対象となる場合がありますので、各回収業者にご確認ください。※シュレッダーくずや機密書類などその他の古紙については有料となる場合があります。

札幌市ホームページ
「事業系古紙回収業者データベース」
https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/koshi/gyousya_db.html

札幌市 事業系古紙回収協力店



事業系古紙回収協力店

受入可能日時など、事前にお電話でお問い合わせの上、ご利用ください。

令和7年10月現在

区	会社名	住所	電話	回収依頼	持込	
中央	(株) 古山商店	中央区大通東9丁目1	231-5500	○	○	
	コアレックス道栄(株)札幌営業所	中央区北4条西15丁目1-14 コアレックスビル4階	633-2323	○	○	
	(株) 稲葉札幌支店	中央区北9条西18丁目36-73	621-0534	○	○	
北	八王子商会	北区篠路7条3丁目3-3	772-5699	○	○	
	(株) もっかいトラスト新川営業所	北区新川1条6丁目2-31	763-3101	○	○	
	北昭興業(株) 新川営業所	北区新川4条20丁目1-9	769-3000	○	○	
	(株) コウワ商会	北区新琴似町795-19	762-5277	○	○	
	(株) 発新産業	北区屯田6条3丁目3-23	090-6991-8269	○	○	
	スーパーアークス北24条店	北区北24条西9丁目1-1	708-0333	○	○	
東	スーパーアークスノース	北区篠路3条9丁目2-15	776-3500	○	○	
	ビッグハウス新川店	北区新川16条14丁目1-1	769-6116	○	○	
	(有) 朝日商会	東区北37条東19丁目1-23	781-9455	○	○	
	(有) 橋辺商店	東区北46条東8丁目6-22	731-8010	○	○	
	栗原紙村(株) 札幌事業所	東区北丘珠4条3丁目8-5	785-1110	○	○	
	(株) リサイクルエスピー札幌事業所	東区北丘珠4条3丁目8-7	783-2432	○	○	
	北清商事(株)	東区北丘珠4条4丁目3-12	791-0131	○	○	
	北海道資源商事(株)	東区苗穂町5丁目3-8	741-1063	○	○	
	北海道資源商事(株) 東雁来事業所	東雁来358-152	741-1063	○	○	
	(株) 鈴木商会札幌東事業所	東区東雁来町262	875-3540	○	○	
白石	北昭興業(株) 札幌事業所	東区東雁来町394	791-5051	○	○	
	スーパーアークス苗穂店	東区北7条東18丁目2-10	753-2525	○	○	
	スーパーアークス光星店	東区北14条東3丁目1-30	712-0112	○	○	
	スーパーアークス東苗穂店	東区東苗穂8条1丁目18-1	791-8288	○	○	
	合同会社かつみや芦田商店	白石区川北2276-156	080-3262-5524	○	○	
	(株) もっかいトラスト菊水営業所	白石区菊水上町1条4丁目202-11	841-4660	○	○	
	(有) ひがしリサイクルサービス	白石区北郷2357	873-7770	○	○	
	(株) 三洋産業	白石区北郷4条6丁目5-1	827-8383	○	○	
	(株) 藤川紙業札幌支店	白石区中央2条4丁目5-25	811-9538	○	○	
	(株) 古山商店ウエス工場	白石区中央2条5丁目15-26	231-5500※	○	○	
厚別	(株) 丸升増田本店札幌平和通支店	白石区平和通11丁目北8-25	864-0311	○	○	
	(株) マテック マテックプラザ	白石区本通20丁目北1-10	860-7000	○	○	
	スーパーアークス菊水店	白石区菊水3条5丁目2-25	837-5757	○	○	
	スーパーアークス白石店	白石区平和通3丁目北1-1	868-0730	○	○	
	スーパーアークスイースト	厚別区厚別中央2条2丁目2-6	896-6600	○	○	
	豊平	アールリパイプ(株)	豊平区月寒東1条14丁目4-8	859-3300	○	○
		ビッグハウスエクストラ	豊平区平岸1条22丁目2-15	815-7778	○	○
	清田	(株) もっかいトラスト清田営業所	清田区清田1条3丁目7-14	882-7760	○	○
		エコフイスジャパン(株) 平岡リサイクルセンター	清田区平岡1条2丁目12-17	886-2610	○	○
	南	ビッグハウスサウス	南区川沿15条1丁目1-55	578-3300	○	○
永大紙業		西区八軒10条西12丁目2-25	611-8010	○	○	
王子山室古紙センター(株)		西区発寒8条5丁目1-1	663-3636	○	○	
西	(株) マテック発寒支店	西区発寒12条13丁目2-52	213-7000	○	○	
	(株) 鈴木商会札幌西事業所	西区発寒15条13丁目3-1	662-2211	○	○	
	(株) イーランドエム	西区発寒16条14丁目6-1	213-9103	○	○	
	(株) 札幌中央資源	西区山の手7条8丁目3-6	611-7077	○	○	
	ビッグハウスウエスト	西区発寒7条9丁目4-33	61-2330	○	○	
手稲	(株) 丸升増田本店札幌西支店	手稲区西宮の沢2条2丁目4-30	664-5278	○	○	
	(株) 広宣商事	手稲区西宮の沢3条1丁目10-1	665-5155	○	○	
市外	スーパーアークス星置店	手稲区手稲山口478-1	686-2300	○	○	
	エコフイスジャパン(株) 銭函リサイクルセンター	小樽区銭函4丁目161-9	0133-74-8668	○	○	
	(株) 丸升増田本店北広島エコファクトリー	北広島市北の里70-3	372-6011	○	○	
	(株) 鈴木商会石狩事業所	石狩市新港中央3丁目750-7	280-1281	○	○	
市外	(株) 紙商五代	石狩市新港南1丁目22-11	0133-64-5050	○	○	
	北海道クリーン・システム(株) 資源リサイクルセンター	石狩市新港南3丁目704-10	0133-64-1500	○	○	

※連絡先は株古山商店になります。

ここで質問!

Q 機密書類をリサイクルしたいけれど、中身を見られたくありません。

機密が守られるリサイクル処理方法があります。

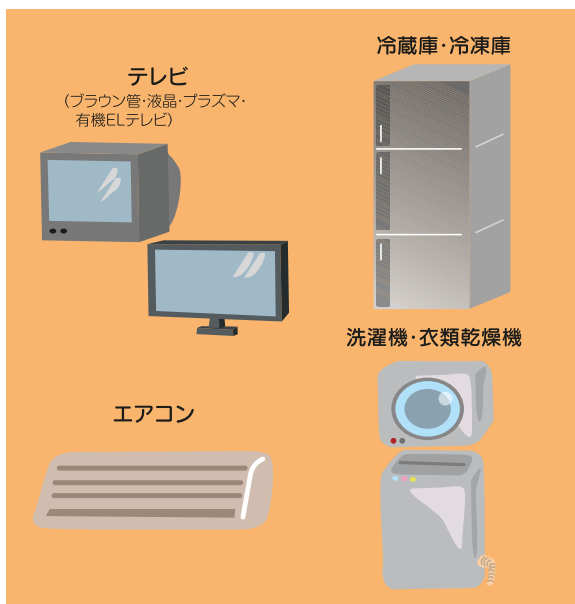
清掃工場で紙くずとして焼却処理する以外に、古紙回収業者の中には、専用のシュレッダー車両を各事業所に持ち込んでその場で裁断したり、工場で溶解処理したり、書類の入った段ボールを開封せず、破砕処理できる業者もあります。まずは古紙回収業者にご相談ください。

資源 家電4品目(家電リサイクル法対象家電)

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機など、**一般家庭向けに販売されたもの**をオフィス等で使用していた

場合が対象となります。業務用の製品は対象外^(注1)です。

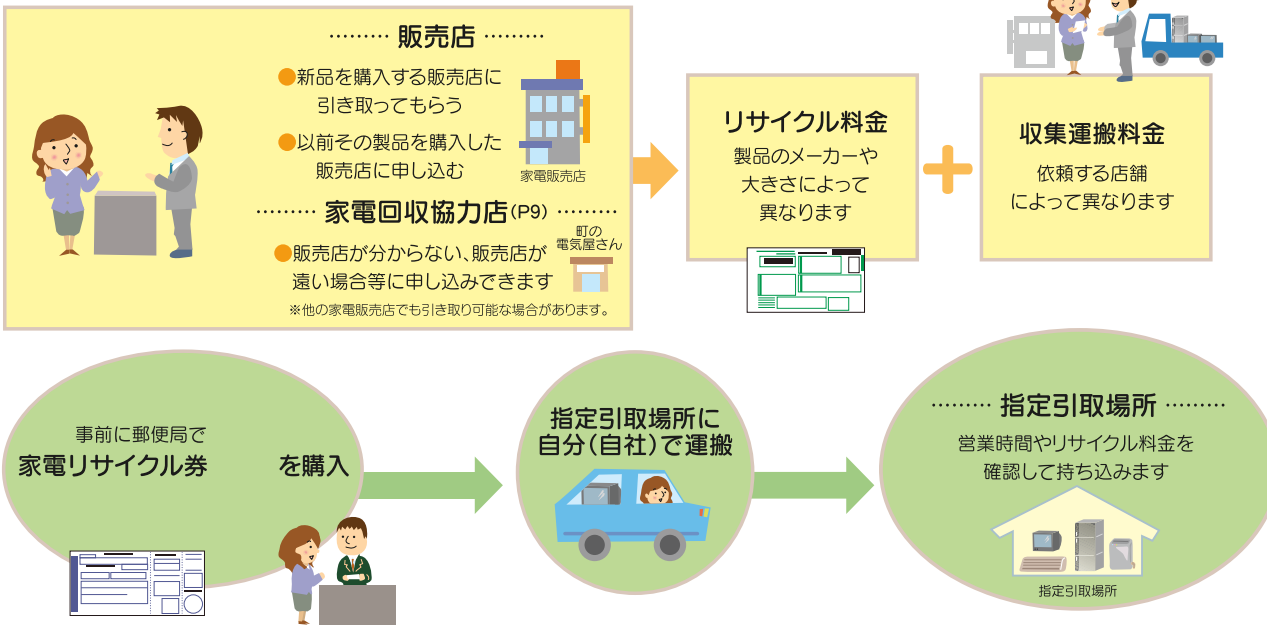
具体例 ^{注2)}



申し込みの流れと料金

収集運搬を依頼

自分(自社)で持ち込む



指定引取場所に持ち込む場合

カタログで品番等を調べた上、事前に下記の指定引取場所に料金と受付時間を確認してください。その後、郵便局でリサイクル料金を振り込んでください(振込手数料がかかります)。発券された家電リサイクル券と廃棄する家電製品を指定引取場所へお持ち込みください。

(株) 鈴木商会 新港南事業所
電話/0133-77-7251 住所/石狩市新港南2丁目3718-1

(株) 鈴木商会 札幌西事業所
電話/676-1450 住所/西区発寒15条13丁目1-35

ロジスティード北日本(株) 清田物流センター
電話/884-1921 住所/清田区清田2条3丁目3-20

ロジスティード北日本(株) 発寒物流センター
電話/666-9907 住所/西区発寒10条12丁目2-20

「指定引取場所」については、下記のホームページをご覧ください。

札幌市ホームページ
「家電4品目のリサイクル(有料)」
https://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/kaden_1411/

札幌市 家電リサイクル

検索



注意

注1) 品番等を確認し、業務用として製造・販売された冷蔵庫やエアコンなどの場合は、家電リサイクル法の対象外になりますので、フロンを回収^{*}した上で、産業廃棄物として適正に処理してください。
注2) 家庭用ごみステーションや札幌市の施設、民間の小規模家電の回収ボックス、回収拠点には出せません。

小口産廃収集対応業者一覧のうち、「電気製品、金属類」対応業者

※北海道 第一種フロン類充填回収業者登録簿

ホームページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/furon.html#tourokubo>



23~24ページへ

問い合わせ先 家電回収協力店

※お申し込みいただく場合には、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。
収集運搬料金は、各協力店により異なりますので、事前にご確認ください。

■ 全市家電回収協力店 ※市内全域を回収対象とする協力店です。

会社名	住所	電話
(株)リサイクルショップ・ライズ	東区中沼西1条1丁目7-12	299-3373
北海道クリーンパートナー	東区中沼町83-40	600-6201
おまかせネコの手	白石区菊水9条2丁目2-38	0120-827-868
ロッキー引越センター	白石区中央1条3丁目1-28	0120-629-880
整理の葉	白石区本通16丁目北12-1	839-9623
(有)ムゲン	厚別区厚別西3条3丁目4-3-202	398-8412
ワンスタイル	豊平区豊平4条9丁目2-1	827-6696
アールリバイブ(株)	豊平区月寒東1条14丁目4-8	859-3300
(株)栗山電器	清田区清田6条3丁目3-13	881-5566
(株)サブコ	西区西野3条8丁目1番1-817	665-0404
えむ あんど えす	西区平和3条10丁目3-3	662-1010
ドットコムホールディングス合同会社	西区宮の沢3条5丁目15-1	792-5720
住宅日用品センターやました	手稲区稲穂3条6丁目1-1	683-1298

■ その他の家電回収協力店 ※同一区を中心に回収する協力店です。

区	会社名	住所	電話
中央	(株)中原電気商会	中央区北2条西2丁目札幌ウイングビル	261-3123
	オノデンCO.(株)	中央区北13条西19丁目37-67	611-2226
北	谷口サービス	北区北25条西3丁目1-12	747-3241
	旭電器販売(有)	北区北26条西8丁目1-19	716-2404
	石垣電機	北区新琴似7条16丁目5-23	761-3934
	(有)サウンドハウス	北区麻生町2丁目1-5	758-5320
東	(有)井形電気商会	北区篠路3条7丁目8-1	771-2064
	(株)ワイステクニクス	東区東雁来3条1丁目3-13	299-1260
	(株)FREEDOM ※	東区東雁来6条2丁目5-28	214-1331
	システムイン高谷	東区北18条東1丁目3-31	741-8111
	(有)タカハシ電気	東区北25条東3丁目1-15	753-0266
	エステック(有)	東区北丘珠3条2丁目2-16	594-8111
白石	(株)電器のいとう	白石区北郷3条2丁目2-1	872-2161
	(株)アールエス・ネットサービス	白石区中央3条4丁目5-11	817-2323
	(株)ムタ電器商会	白石区東札幌6条4丁目1-14	822-1100
厚別	(株)サンボウ	厚別区青葉町9丁目3-25	892-0111
豊平	東光電化センター	厚別区厚別中央2条5丁目6-1	891-1218
清田	サトウ電器サービス	豊平区西岡3条8丁目3-30	876-8171
	(有)サンロードさいとう	清田区平岡1条1丁目6-18	881-6935
南	パナプラザエイト電器(株)	清田区美しが丘2条4丁目5-5	882-0110
	いしぐる電器	南区藤野3条3丁目1-21	591-7023
西	(有)ジャンプ21ふじのこながや電器	南区藤野3条6丁目5-2	591-8703
	(有)宮下電機商会	西区西野5条3丁目5-1	661-5910
手稲	光栄電器産業	手稲区曙11条2丁目2-3	694-6719

※店舗に直接持ち込む場合のみ対応可能。

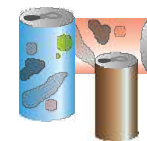
資源 びん、缶、ペットボトル

具体例

空きびん



空き缶



ペットボトル



注意

- 注1) 必ず中身を使い切る 注2) ラベルとキャップをはずす 注3) 中を軽く水でゆすぐ

問い合わせ先

●びん、缶、ペットボトルをそれぞれ回収*

(株)イーアンドエム

電話/213-9103
住所/西区発寒16条14丁目6-1

(有)ひがしリサイクルサービス

電話/873-7770
住所/白石区北郷2357番地

●びん・缶・ペットボトルをまとめて(混合して)収集依頼

一般財団法人 札幌市環境事業公社

電話/219-5353
住所/中央区北1条東1丁目サン経成ビル

●缶、ペットボトルをそれぞれ回収*
(株)マテック

札幌支店 電話/873-0808
住所/白石区東米里2032-12
マテックプラザ 電話/860-7000
住所/白石区本通20丁目北1-10
発寒支店 電話/213-7000
住所/西区発寒12条13丁目2-52

●その他、自動販売機設置業者や資源回収業者が回収をしていますので、それぞれご相談ください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」のうち、びん及び缶の回収業者(平成26年3月現在、札幌市内のみ掲載)

ここで質問!

Q ちっぱ ぶつ 専ら物ってなに?

再生利用を目的として

①古紙 ②空きびん
③くず鉄 ④古繊維(天然素材のもの)のみを
収集・運搬する場合は、例外的に許可なく行うことができます。

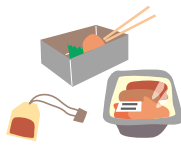
一 廃 生ごみ、紙くず、木製品等

具体例

生ごみ
野菜、魚、卵の殻、果物の皮など



食べ残し
お弁当の中身
ティーパーグ



汚れた紙類
使用済みのティッシュペーパー
紙おむつ



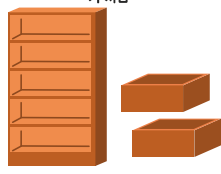
紙くず
紙コップ、菓子箱、
写真、ティッシュ箱



木製の机
木製のテーブル、椅子



木製の書庫
木箱



本革製品
革カバン



天然素材の衣類など
肌着(Tシャツ)、タオル
手ぬぐいなど



リサイクルしよう

紙くず、木製品や生ごみを廃棄物として焼却するのではなく、資源としてリサイクルできる場合があります。

① 紙くず・木製品

資源化工場では、紙くずや木くずから、固形燃料を生産しています。自分(自社)で工場に持ち込むか、事業系一般廃棄物収集運搬業者にご相談ください。

札幌市ごみ資源化工場 **12ページへ**

② 生ごみ

生ごみを生ごみ以外の一般廃棄物と分別して排出することで、バイオガス発電や肥料の原料としてリサイクルする方法があります。

詳細は、事業系一般廃棄物収集運搬業者にお問い合わせください。

問い合わせ先

収集運搬を依頼する場合は、札幌市事業系一般廃棄物収集運搬業者と契約が必要です。

お電話でお申し込みください。

●札幌市環境事業公社 電話/219-5353

ホームページ

<https://www.kankyou-sapporo.jp>

札幌市環境事業公社

検索



持ち込み先(自分(自社)で運搬)

処理料金は、令和8年3月現在です。産業廃棄物の処理手数料は異なります。また、定期整備等により、受け入れを停止している場合がありますので、詳細については、各施設にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物

- 紙くず
- 木製品

- 軟質系プラスチック類
※産業廃棄物だが受入可
(ごみ資源化工場に要相談)

リサイクルする

ごみ資源化工場

- 受入物の大きさ
～最大辺2m以下、径が0.2m以下
- 一般廃棄物処理手数料
140円/10kg

事業系一般廃棄物

- 生ごみ、食べ残し
- 汚れた紙類、紙くず
- 木製品
- 天然素材の衣類など
- 枝、刈草、枯葉

焼却処分する

清掃工場

- 受入物の大きさ
～最大辺0.5m以下
- 一般廃棄物処理手数料
210円/10kg

破碎処分する

破碎工場

- 受入物の大きさ
～最大辺2m以下、木材等は径が0.2m以下
- 一般廃棄物処理手数料
210円/10kg

市の施設一覧

施設名	住所	電話	受入時間
ごみ資源化工場	北区篠路町福移153番地	791-6770	8時00分～17時00分 (日曜日、1月1日～3日は休み)
白石清掃工場	白石区東米里2170番地	876-1710	9時00分～16時00分 (日曜日、1月1日～3日、 定期整備時は休み)
駒岡清掃工場 破碎工場	南区真駒内129番地3	582-9733	
発寒清掃工場 破碎工場	西区発寒15条14丁目	667-5311	
篠路破碎工場	北区篠路町福移153番地	791-2516	9時00分～16時00分 (土・日曜日、1月1日～3日は休み)
山口処理場	手稲区手稲山口364番地	681-3337	

ここで質問! **Q 事業所用プリペイド袋とは?**

**1日の排出量が40リットル以下の
少量排出事業所が対象となる専用のごみ袋です。**

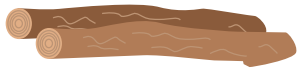
プリペイド袋代金には、収集運搬料金と処分料金が含まれています。
戸別収集となりますので、事前に札幌市環境事業公社(電話 219-5353)
にお申し込みください。なお、家庭用ごみステーションには排出できません。

販売店 札幌市内のコープさっぽろ各店・札幌市内のセイコーマート各店、市役所本庁舎売店・区役所売店(中央区役所、白石区役所及び手稲区役所を除く)

一 廃 枝、葉、草(伐採物・抜根)

具体例

街路樹や庭木の枝打ちにより発生した木・枝・幹・根



間伐材・流木



雑草



落ち葉



剪定枝のリサイクル

木・枝など剪定枝は道央地区未利用バイオマス供給協議会(事務局:石狩市森林組合)等で、バイオマス発電等の燃料として売却可能です。また、堆肥化施設(定山溪環生舎)に持ち込むことで、堆肥にリサイクルできます。

注意

- 注1) 土はしっかり落としましょう。
- 注2) 材木類や果物は「枝・葉・草(伐採物・抜根)」ではありません。

持ち込み先(自分(自社)で運搬)

- 枝・葉・草を持ち込む場合 **札幌市清掃工場・札幌市破砕工場** **12ページへ**
- 剪定枝を持ち込む場合 **道央地区未利用バイオマス供給協議会(事務局:石狩市森林組合)** 電話/0133-78-2545 ※事前申し込みが必要です。持ち込み先は石狩市になります。詳細はホームページでご確認ください。石狩市森林組合ホームページ <https://ishishin.or.jp/> 「販売・買取」→「一般材(間伐由来ではないもの)の買取について」を選択
㈹ばなけいリサイクルセンター定山溪環生舎 電話/595-2111 住所/南区定山溪896番地3

問い合わせ先(運搬を委託する場合)

- 市内施設への運搬の場合
札幌市事業系一般廃棄物(伐採物・抜根等限定)収集運搬業許可業者に、お電話でお問い合わせください。
札幌市ホームページ
「事業系一般廃棄物 収集先早見表」のページ
<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/syusyusaki.html>



- 道央地区未利用バイオマス供給協議会への運搬の場合
剪定枝を売却する際でも、許可業者への運搬委託が必要な場合があります。
札幌市ホームページ掲載のパンフレットでご確認ください。
<https://www.city.sapporo.jp/seiso/documents/chip-chhirashi.pdf>



一 廃 し尿

建設現場やイベント会場等に臨時的に設置した仮設トイレのし尿の汲み取りについて

問い合わせ先

- 札幌市クリーンセンター 電話/684-9393



Q 事務所で使っていた書庫は大型ごみ処理手数料シールを張って出して良い?

できません

家庭以外から出たごみは、全て**事業ごみ**です。許可業者に収集・運搬を依頼してください。



ここで質問!

Q 廃棄物を処理するのに料金がかかるので、燃やして処分してもいい?



いけません。不法投棄や不法焼却は、法律で禁止されています。

廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きは法律で禁止されています。ドラム缶・ブロック囲い・穴を掘っての焼却など焼却設備を使用しない屋外焼却や基準に適合しない設備での焼却はしてはいけません。また、自分の土地であっても、廃棄物を埋めて処理することは、法律で禁止されています。



…… 不法投棄 ……



…… 不法焼却 ……



罰則
5年以下の拘禁刑または1000万円以下(法人には3億円以下)の罰金のいずれか、または両方が科せられます。

ここで質問!

Q 一般廃棄物の収集運搬や処分を依頼するときは、マニフェストが必要なの?

必要ありません

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、**産業廃棄物の処理を委託**するときに、使用が義務付けられています。

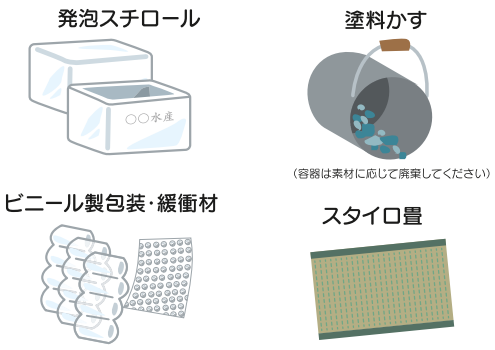


マニフェストについて **21~22ページへ**



産廃 プラスチック、化学繊維製品

具体例



ジャージ・レインコート



問い合わせ先

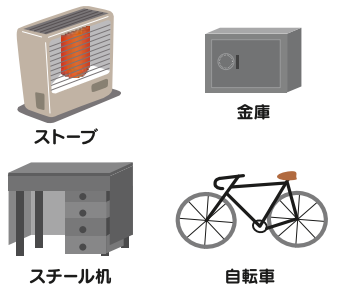
「小口産廃 収集対応業者一覧」で「プラスチック、化学繊維製品」に対応している業者

23~24ページへ

産廃 電気製品、金属類

具体例

●金属類



●パソコン類※



※パソコン類は、メーカーによる回収も行っています。詳細は次のページへ

16ページへ

●電気製品



問い合わせ先

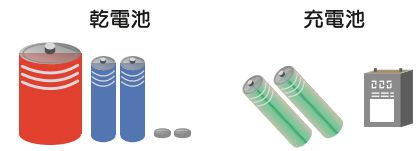
「小口産廃 収集対応業者一覧」で「電気製品、金属類」に対応している業者

23~24ページへ

※家庭用ごみステーションや札幌市の施設、民間の小型家電の回収ボックス、回収拠点には出せません。

産廃 電池類

具体例



注意) 水銀を使用した電池類を廃棄する際は、あらかじめ、水銀使用製品産業廃棄物を扱うことができるかを許可業者にご確認ください。

問い合わせ先

「小口産廃 収集対応業者一覧」で「電池類」に対応している業者

23~24ページへ

ここで質問!

Q パソコン・テレビ等をリサイクルするにはどうすればいいの?



事業系パソコンリサイクル制度、家電リサイクル法に従って排出してください。

問い合わせ先は以下のとおりです。



パソコン



パソコンメーカー

一般社団法人パソコン3R推進協会 ホームページ

「メーカー受付窓口一覧」

https://www.pc3r.jp/home/partner_list.html

PC3R 検索



家電リサイクル法対象 4品目

家電回収協力店

7~9ページへ

一般家庭向けに販売されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機に限り、業務用の製品は対象外となり、産業廃棄物に区分されます。



産業廃棄物を出す時の流れ①

① 業者を選びましょう

民間業者のため、料金は各社異なります。事前に見積もりをお願いします。

(イメージ図)

□□事務所(排出者)



△△運輸(収集運搬業者)



※処分業者への見積もり依頼も排出者が行います。

② 委託契約を交わしましょう

収集運搬業者、処分業者それぞれと書面で契約しましょう。

許可証の内容を確認し、廃棄する産廃を処理できるか確認するんですね。

(イメージ図)

「この産廃を処理できますね。△△運輸さんと○○工業さんと契約します。」

○○工業(処分業者)



③ 廃棄するごみを引き渡して、マニフェストを交付します

マニフェストって何ですか？

伝票のようなもので、産業廃棄物が最後まで適切に処理されたか確認するためのものですね。

排出者が作成して契約した業者に交付します。

(イメージ図)

「この内容で間違いありません。B1～E票を渡しますから運搬が完了したら、マニフェストの写しを返してくださいね。」



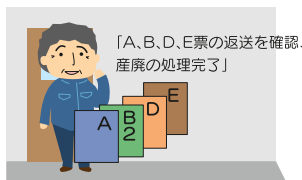
(次ページに続く)

④ マニフェストを保管しましょう

排出者は運搬完了と処分完了を返送されるマニフェストで確認しましょう。

E票が返送されてはじめて全ての処理完了が確認できるんですね。

(イメージ図)



マニフェストについては21～22ページへ

ここで質問!

Q1 委託契約は口頭で行ってもよいですか？

いけません。

量にかかわらず、書面で契約し責任の所在を明らかにしてください。

書面契約なし

「××円になります。」



不法投棄

「ごみが後で見つかったも契約の証拠はないから大丈夫」



書面契約あり

「契約完了！確かに受け取りました。」



適正処理

「契約どおり運搬完了！」



Q2 収集運搬業者から、処分業者を紹介されました。そのまま契約を進めてもよいですか？

まず、処分業者の許可証を確認してください。

出したい産業廃棄物と許可証の品目を確認してから委託契約を交わしてください。

許可証	
品目	_____
ア	_____
イ	_____
ウ	_____

産業廃棄物を出す時の流れ②

マニフェストとは？

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、産業廃棄物が処理されたことを証明する大切な書類です。産業廃棄物の排出者として、マニフェストをきちんと管理することが法律で義務付けられています。

マニフェスト手続きの概要

主なマニフェスト記載内容 事業者(排出者)

- 日付
- 交付番号
- 排出者名
- 産廃の種類
- 数量
- 収集運搬業者名
- 処分業者名



(1) マニフェストを交付

収集運搬業者
または
処分業者

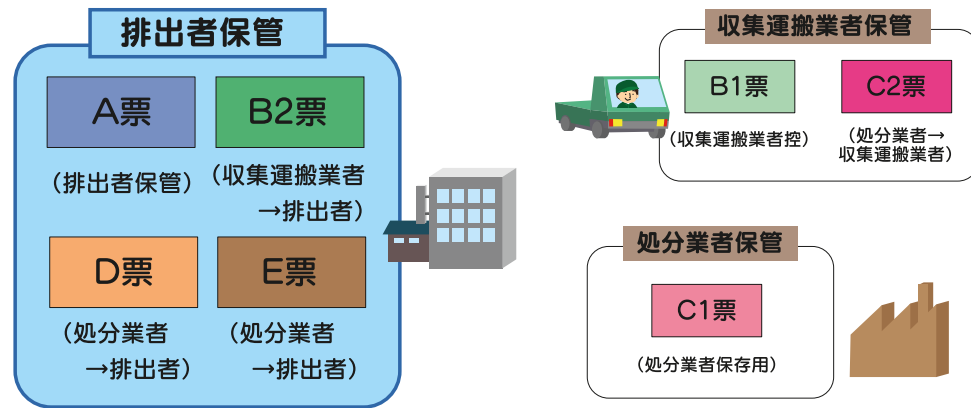
(2) 完了日を記入して返送

(3) 収集運搬または処分の完了を確認

(4) 5年間保管

マニフェスト解体図

マニフェストは、1綴りが7枚複写になっており、運搬完了時と処分完了時に排出者へ返送されます。排出者は、返送されたマニフェストで処理の完了を確認します。



マニフェストの流れ

・この図は、代表的な産廃処理の流れと排出者のマニフェスト保管の順番を示しています。
・左端の排出者の欄をよく確認し、マニフェスト管理を適切に行いましょう。

